

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱

平成 19 年 3 月 5 日

18 川健障福第 697 号

健康福祉局長専決

(目 的)

第 1 条 川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱に基づく従事者及び川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱に基づく従事者（以下、「移動支援事業等従事者」という）の養成研修を円滑に行い、移動支援事業等によって提供されるサービス実施水準を維持すること、及び、障害児者の自立と社会参加を、地域社会で共に支える市民参加型の体制に向けて、移動支援や見守り支援の担い手を養成することを目的とする。

(対象となる従事者)

第 2 条 本要綱による養成研修の対象となる従事者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱（以下、「移動支援事業実施要綱」という）第 5 条第 1 項中の社会生活上必要不可欠な外出に係る支援に従事する者。
- (2) 移動支援事業実施要綱第 5 条第 1 項中の余暇活動等社会参加のための外出の支援に従事する者。
- (3) 移動支援事業実施要綱第 5 条第 1 項中の通学または通所に係る支援に従事する者。
- (4) 川崎市障害児・者生活サポート事業実施要綱（以下、「生活サポート事業実施要綱」という）第 5 条第 1 項中の生活支援（相談支援、見守り、声かけ等）に従事する者。
- (5) 生活サポート事業実施要綱第 5 条第 1 項中の家庭支援（養育に関する相談支援）に従事する者。

(実施主体)

第 3 条 養成研修の実施主体については、次のとおりとする。

- (1) 移動支援事業実施要綱第 14 条に基づく指定移動支援事業者及び生活サポート事業実施要綱第 14 条に基づく指定生活サポート事業者（以下、「指定移動支援等事業者」という。）ただし、あらかじめ市が指定する養成研修に限るものとする。
- (2) 川崎市

(実施内容)

第 4 条 養成研修の実施内容については、次のとおりとする。なお、本要綱において、定める実施内容については、新任養成研修のみとし、現従事者研修は、本要綱とは

別に、各々の指定移動支援等事業者において、サービス提供技術等の向上を図るため、年1, 2回程度、実施するものとする。この内容については、各々の指定移動支援等事業者によって、定めるものとする。

(1) 移動支援事業従事者にかかる新任養成研修については、障害福祉に係る関係制度、移動支援事業従事者の役割と業務、障害特性についての理解、及び障害特性に配慮した支援を安全かつ円滑に行う方法（介助術）を中心としたものとする。なお、履修時間の基準については、別表1のとおりとする。

(2) 生活サポート事業にかかる新任養成研修については、障害福祉に係る関係制度、生活サポート事業従事者の役割と業務、障害特性についての理解、及び障害特性に配慮した支援を安全かつ円滑に行う方法を中心としたものとする。なお、履修時間の基準については、別表2のとおりとする。

(3) 前各号の規定に関わらず、移動支援、生活サポートのいずれの事業にも従事することを希望する者の新任養成研修については、別表1によるものとする。

2 生活サポート事業実施要綱第16条第2項に規定する別に定める研修とは、別表3の履修時間の基準を満たした研修とする。なお、本研修については、前項に基づく研修の修了を要件としない。

(養成研修の指定)

第5条 指定移動支援等事業者は、前条(1)または(2)に該当する新任養成研修を実施するとき、あらかじめ、川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修指定申請書(様式第1号)を市に提出しなければならない。市は、指定申請がなされたときは、養成研修計画等の内容を審査したうえで、養成研修計画の適否を判断するものとする。当該養成研修が適切なものと判断されたときには、市は、前条(1)または(2)に該当する新任養成研修として指定をし、川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修指定通知書(様式第2号)を当該指定移動支援等事業者あて通知する。

(指定の変更、取消し)

第6条 前条により、指定を受けた養成研修について、内容を変更、もしくは取消すときには、養成研修の指定を受けた指定移動支援等事業者は、あらかじめ、川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修変更届(様式第3号)を、市に提出し、承認を受けるものとする。

(修了証書の交付)

第7条 養成研修の指定を受けた指定移動支援等事業者は、研修の講義及び実習の全カリキュラムを修了した者に、修了証書(様式第4号)を交付するものとする。

2 川崎市が研修を実施したときは、前項を準用する。

(実績報告)

第8条 養成研修の指定を受けた指定移動支援等事業者は、養成研修終了後、速やかに研修修了者名簿等を添付した川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実績申報告書（様式第5号）を市に提出するものとする。

(台帳の管理)

第9条 養成研修の指定を受けた指定移動支援等事業者は、研修修了者について、氏名、生年月日、研修の区分、修了年月日、修了証明書の番号を記載した台帳を管理しなければならない。

2 台帳の管理にあたっては、安全かつ適正な措置を講じなければならない。

(市の協力体制)

第10条 養成研修の実施にあたって、専門的な講義等に係る本市関係職員の派遣などの要請があったときには、必要に応じ、研修内容に係る助言や、職員の派遣等の協力を行うものとする。

(合同開催)

第11条 第4条に基づく養成研修については、当該指定移動支援等事業者が、合同で開催できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 施行日において、川崎市障害児者地域生活サポート事業における介護人（ふれあいサポーター）の養成研修を修了している者については、本要綱に規定する養成研修を修了した者に準じる者とする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、当面の間、児童福祉法第6条の2の2に規定す

る障害児通所支援、法第42条に規定する障害児入所施設及び川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱に規定する日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業において、児童指導員等として従事した年数が通算して5年以上の者については、別表3に掲げるカリキュラムのうち、②から⑤までの受講を要しないものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表 1 移動支援事業等従事者養成研修課程

履 修 内 容	履修時間数
①障害福祉に係る関係制度	1 時間
②移動支援事業等従事者の役割と業務	1 時間
③障害特性についての理解	1 時間
④障害特性に配慮した支援を安全かつ円滑に行う方法 (一部、実習を含む)	3 時間

＊上記の履修時間数については、第5条により指定を受けるために必要な最低限の履修時間数であり、養成研修の指定を受けた当該指定移動支援等事業者は必要に応じて、この時間数を超えて、養成研修を実施できるものとする。

＊③障害特性についての理解及び④障害特性に配慮した支援を安全かつ円滑に行う方法は、障害種別毎の履修時間数とする。本研修の対象となる障害種別については、視覚障害、全身性障害（車いす常用者）、知的障害、精神障害とする。また、研修の開催については、障害種別毎に実施することも可能とする。

＊なお、上記研修課程履修者については、生活サポート事業に従事することができるものとする。

別 表 2 生活サポート事業従事者養成研修課程

履 修 内 容	履修時間数
①障害福祉に係る関係制度	1 時間
②生活サポート事業従事者の役割と業務	1 時間
③障害特性についての理解	1. 5 時間
④障害特性に配慮した支援を安全かつ円滑に行う方法	1. 5 時間

＊上記の履修時間数については、第5条により指定を受けるために必要な最低限の履修時間数であり、養成研修の指定を受けた当該指定生活サポート事業者は必要に応じて、この時間数を超えて、養成研修を実施できるものとする。

別 表 3 家庭支援従事者養成研修課程

履 修 内 容	履修時間数
①子どもの発達と家庭の関係	1 時間
②ハイリスク家庭の背景と予防支援	1 時間
③障害特性の把握と対応	1. 5 時間
④障害児のライフステージ	1 時間
⑤障害児をもつ家庭への支援と介入方法	1 時間
⑥家庭支援の目的と概要	0. 5 時間
⑦サービス提供の実際	1 時間

*上記の履修時間数については、第5条により指定を受けるために必要な最低限の履修時間数であり、養成研修の指定を受けた当該生活サポート事業者は必要に応じて、この時間数を超えて、養成研修を実施できるものとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

(申請者)

指定移動支援等事業者名

代 表 者 名

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修指定申請書

川崎市障害児・者移動支援事業従事者養成研修実施要綱に定める養成研修について指定を受けたく、養成研修計画書等関係資料を添えて申請します。

1 研修の名称

2 研修の課程

3 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

4 受講者定員

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

指定移動支援等事業者
代表者 あて

川 崎 市 長 名

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修指定通知書

年 月 日付けで申請のありました養成研修について、指定申請の内容を
審査しました結果、川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に定める養
成研修に指定します。

- 1 認定番号
- 2 研修の課程

(様式第 3 号)

(あて先)

川 崎 市 長

(申請者)

指定移動支援等事業者名

代 表 者 名

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修変更届

年 月 日付けで届け出ました川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に定める養成研修について次の理由により、変更したく、関係資料を添えて届け出ます。

1 変更の理由

2 添付書類

(様式第 4 号)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実施要綱に基づく移動支援事業等従事者養成研修の課程を修了したことを証明する

研修の課程

年 月 日
指定移動支援等事業者名 印
(川 崎 市 長 印)

(様式第5号)

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

(申請者)

指定移動支援等事業者名

代 表 者 名

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修実績申報告書

年 月 日付けで届け出ました川崎市障害児・者移動支援事業従事者養成
研修実施要綱に定める養成研修について終了しましたので、関係資料を添えて報告します。

1 研修実施期間

年 月 日～ 年 月 日

2 受講者数・研修修了者数

受講者数 名

研修修了者数 名

3 研修修了者及び研修実施状況

別紙のとおり

○添付資料

- ・研修修了者名簿、研修の実施状況が確認できる書類